

ブ レ ー カ
(油圧ブレーカユニット、空圧ブレーカユニット)

証明書
発行日 7 年 8 月 4 日 様式SR-EB-01-E

証明書
発行No. 1-172 標準
No. 0292472

3 年 間 保 存

特定自主検査記録表

- ① 装着する機械（ベースマシン）の記録表は、様式SR-EHC等を使用すること。
② 検査済機械（ベースマシン）に装着して検査をする場合は、その情報を記入すること。

メーカー名	五河	管理 No.	YU-073	(検査済装着機械) メーカー名	マシ-	使用者住所 氏名又は名称	中城村字久場1991番地 町田機工株式会社
型 式	Fx45	型式	V1045-1	製造 番号	A7803	機械管理者氏名	町田宗才
製 造 番 号	0230807162	検査 年月	R7 年 2 月	検査業者登録No.	第 1 7 号	検査業者又は事業者 住所・名称 責任者名	沖縄市登川3458番地 マチダテクノ(株) マシ
性 能	175 kg	検査 実施場所	中城	責任者			
検査 年月日	R7 年 8 月 4 日	検査者 氏名	平川善之				

区分	No.	検査箇所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果			補 修 内 容	区分	No.	検査箇所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果			補 修 内 容
					良	不良								良	不良		
ブレーカ本体	1	ブレーカ上	封入ガス圧力、ガス漏れ、接続部緩み（空圧式）、取付	目視 石けん水圧力計	✓				ブラケット等	11	ブラケット	亀裂、変形、摩耗	目視	✓			
	2	シリンダー	油漏れ、ピン穴き裂、ブラケットはめ合い部摩耗、取付	目視	✓					12	取付けピン、ブシュ	亀裂、変形、摩耗、ピンシール損傷、取付	目視	✓			
	3	ブレーカ下	亀裂、損傷、摩耗、取付、チゼル、油動部ブシュ摩耗、油漏れ、給脂	目視 スケール	✓					13	緩衝材	亀裂、摩耗、劣化、取付	目視	✓			
	4	アキュムレーター	打撃の異常（ホース振れ、むら打ち、異音）、油漏れ	目視 操作 聴診	✓				油圧装置	14	フィルター エレメント、 ケース	*汚れ・目詰まり・損傷、 油汚れ、取付	目視				
	5	チゼル保持ピン	亀裂、変形、摩耗	目視 スケール	✓					15	配管（ホース 類、高圧パイプ）	亀裂、損傷、老化、ひび割れ、 ねじれ、油漏れ、取付	目視	✓			
	6	チゼル保持ピン 用抜止めピン	亀裂、変形、摩耗	目視 スケール	✓					16	リリーフバルブ	作動、油漏れ、取付	目視 操作	✓			
	7	チゼル	亀裂、変形、摩耗	目視	✓					17	アキュムレーター	打撃の異常（ホース振れ、むら 打ち、異音）、ガス封入圧	目視 聴診 圧力計	✓			
空圧装置（空圧式）	8	エアホース	損傷、ひび割れ、劣化、 緩み、エア漏れ、クランプ	目視 聴診					表示	18	表 示 板	損傷、取付	目視	✓			
	9	操 作 弁 ラインオイル	作動、油量、汚れ	目視 操作					操 作	19	操 作 レバー等	ストローク、かた	目視 操作	✓			
	10								安全 車体	20	飛 来 物 防 護 設 備	亀裂、変形、腐食、取付	目視 探傷器	✓			
										21							
									総 合	22	総合テスト	作動、異常振動、異音、 異常発熱	目視 操作 聴診 触診	✓			

事業 要請 等 への 等	次回特定自主検査実施年月	R8 年 8 月
	ケイブ給脂をお願いします。	

補 修 等 の 措 置 内 容			
照合No.	補修箇所及び不具合状況	補修年月日	補 修 実 施 内 容

備 考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、又異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容の項目に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。又補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。	記 号	交換 ×	分解 交換 ⊗	修理 △	調整 A	締付 T	清掃 C	給油 L	該当 なし -

油圧ショベル(クローラ式)
特定自主検査記録表

3 年 間 保 存

証明番号 2 年 2 月 5 日 様式SR-EHC-01-E

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用

証明番号 1-172 標準 No. 0292972

メーカー名	ヤンマー		管理 No.	YT-234		使用者住所 氏名又は名称	中城村字久場1991番地 町田機工株式会社	
型式	V1045-6A		稼働時間	1266 h		機械管理者氏名	町田 宗才	
製造番号	AF803		性能	0.14 m³		検査業者登録番号	第 1 7 号	
検査実施場所	松田		検査業者又は事業者 住所・名称 責任者名	沖縄市登川3458番地 マチダテクノ(株) 又 志 隆				
検査年月日	R9年2月5日		検査者氏名	平川 善之				

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修内容
エンジン	1	本体	a *始動性 かり具合、異音、予熱灯・ヒーターの作動 b *回転の状態 アクセルの作動、回転具合 c *排気の状態 アイドリング回転(920 min⁻¹)、無負荷最高回転(2200 min⁻¹) d *エアリーナー 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ e *締付け ケースの亀裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油皿 f *弁すき間 シリンダーヘッド、マニホールドの取付 g *圧縮圧力 弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm) h *噴射圧力 圧縮圧力(MPa) i *噴霧状態 噴射圧力(MPa) j *過給器 噴霧状態 良○・不良× k *エンジンマウント 圧縮圧力計	目視、操作、聴診 目視、操作、聴診 回転計 目視、操作、聴診 目視、聴診 トルクレンチ シックネスゲージ 圧縮圧力計 ノズルテスター 目視、ノズルテスター	✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓	
	2	*潤滑装置	油皿、汚れ、油漏れ、*エレメントの汚れ・損傷	目視	✓	
	3	*燃料装置	燃料漏れ、ホースの損傷・老化、*エレメントの汚れ・目詰まり	目視	✓	
	4	*冷却装置	水皿、汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷・老化、ラジエーターキャップ機能・損傷、ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバー・ダクト等の亀裂・損傷・変形・取付	目視、聴診、スケーラ	✓	
	5	*電気装置	充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、聴診、電圧電圧計	✓	
	6	エアコンプレッサー	異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク内凝水、作動	目視、操作、聴診、圧力計	✓	
	7					
	8	起動輪、遊動輪	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、聴診、探傷器	✓	
	9	上部ローラー、下部ローラー	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、スケール、ノギス	✓	
	10	履 帯	シュール・変形・摩耗、取付、リック・ブッシュ・変形・摩耗、ピン・変形、たわみ、ピン抜け、ゴムパット(欠け・老化・摩耗)	目視、スケール、探傷器	✓	
	11	ゴム履帯	スチールコード切断・損傷、ゴム(欠け・老化・摩耗)、心金脱落、たわみ	目視、スケール	✓	
	12	履帯調整装置	作動、調整ボルト・ナット・ロッド・ヨークの亀裂・変形・腐食・摩耗、シリンダー油漏れ	目視、操作、探傷器	✓	
	13	走行減速機	異音、異常発熱、ケース亀裂・損傷、取付、油皿、汚れ、油漏れ	目視、聴診、聴診	✓	
制動	14					
	15	駐車ブレーキ	効き	目視、操作	✓	
作業装置	16					
	17	ブーム、アーム、バケット、リンク	亀裂、変形、摩耗、がた、取付、ピン・変形・損傷	目視、操作、ノギス、探傷器	✓	
	18	ツース	脱落、がた、摩耗	目視、聴診	✓	
	19	ブレード	亀裂、変形、摩耗、がた、取付	目視、操作、探傷器	✓	
	20	フック	変形、摩耗、亀裂、外れ止め機能・損傷	目視、操作、ノギス	✓	
	21					
油圧装置	22	作動油タンク	*油皿・汚れ、油漏れ、エア漏れ、ブリーザ目詰まり、取付	目視、石けん水	✓	
	23	フィルター	*汚れ・目詰まり、油漏れ	目視、聴診	✓	
	24	配管(ホース類、高圧パイプ)	亀裂、損傷、老化、ひび割れ、ねじれ、油漏れ、取付	目視、聴診	✓	
	25	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、*負荷時吐出量・吐出圧	目視、聴診、聴診、テスト	✓	
	26	油圧モーター	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、聴診、テスト	✓	
	27	油圧シリンダー	作動、油漏れ、伸縮量、打撃、亀裂、曲がり、損傷	目視、操作、スケーラ、タイマー	✓	

YT-234

[illegible]

1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。
2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。
3. 検査内容に*印が付けられた項目は、関連図鑑に正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。
4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。
5. ★印は「安衛法」と「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るための指針」との共通検査項目である。★★印は同指針のみの検査項目である。

記号	交換	分解交換	修理	調整	締付	清掃	給油水	該当なし
	×	⊗	△	A	T	C	L	—